

会 議 等 報 告 書

係 員	係 長	課長補佐	課 長	部 長	教育長	副市長	市 長	決定区分
		/						
合 議	()	()						
報 告 者	平成 24 年 3 月 7 日 企画部 経営企画課 企画調整係 職名 主査 氏名 大 鶴 泰 輔 印							
1 会議等名	第 5 回 糸島市まちづくり基本条例審議会							
2 開催日時	平成 24 年 3 月 7 日 (水) 9 時 00 分 ～ 11 時 55 分							
3 開催場所	糸島市役所 本庁舎 本館 3 階 第 3 会議室							
4 出席者	○審議会委員 全員出席 ※別紙のとおり ●事務局(糸島市)企画部: 福嶋部長 経営企画課: 藤田課長、大鶴 ◎法制担当: 総務課 佐々木主査							
5 協議事項	<p>■会長あいさつ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回、第 4 回の審議会を 9 月下旬に開催し、その後 5 ヶ月が経過した。その間、市長はじめ関係者が市内各校区で精力的に説明会を開催していただいた。 ・パブリックコメントも含めて、市民の皆様からさまざまなご意見をいただいた。 ・事務局が、それらを集約し、審議会素案の修正が必要かどうかを判断したうえで、作成した修正案がお手元に配布している。 ・本日も活発なご意見をいただき、市長に答申する案を確定していただきたい。 <p>■協議</p> <p>1 まちづくり校区懇談会及びパブリックコメントの結果報告 ※事務局より説明 別紙参照 【主な質問・意見】 ※特段質問・意見なし。</p> <p>2 糸島市まちづくり基本条例事務局修正案について ※事務局より、懇談会及びパブリックコメントの意見と、事務局修正案を説明。</p> <p>■前文 【主な質問・意見】 ○委員: 「充実して暮らせる」というのは、良いと思う。「わが国最大の内行花文鏡」という表現はどうか、世界最大級よりスケールが小さくなっていないか。当初、「世界最大級」と書いていたのは、何か根拠があるのか。 ●事務局: このような銅鏡は、日本、韓国、中国などアジアでしか出土しておらず、その中で最も大きいので、世界最大級とって差し支えないと考えた。</p>							

5 協議事項

「級」としているのは、万が一、本市の内行花文鏡よりも大きい銅鏡が出土した場合に、条例改正をしなくて済むようにということだ。市の文化課に確認したところ、本市の銅鏡よりも大きなものは、まず、出土されないだろうとのこと。また、パンフレットなどでも「日本一の大鏡」という表現を使っているため、「わが国最大の」というほうが良いと判断した。

○会長：強いこだわりがなければ、事務局案の「わが国最大の」ということにしたい。

●事務局：「自然」のところだが、調べてみると、人の手が加わっていないものが自然だとなっている。手が加わったものと区別するために何か別の表現とすべきか。

○委員：「自然」のままが良いのではないか。今は、手を加えて自然を守っている。

○会長：「一人ひとりが」のところはどうか。

○委員：良いのではないか。

⇒前文は、事務局修正案のとおりとする。

■第1章、第2章

【主な質問・意見】

【第2条】

○会長：第2号の「市民」の定義から、「国籍を問わず」という文言を削除するのは、それによって外国人参政権など、余計な解釈をされかねないためということだが、この点について、委員の皆さんはどうか。

○委員：「ア 市内に住む個人」と定義しており、これだけで外国人を含むため、問題ないのではないか。

●事務局：実際に懇談会で、まちづくりというのは、地域活動も含まれているため、外国籍の人にも参加していただきたいということを回答した。

○会長：国籍ということをあえて強調する必要はないということであろう。

○委員：「男性も女性も」という文言を挿入するかどうか、議論しておかなくてよいか。

○委員：この意見を述べた人も、それだけ一生懸命に男女共同参画のために活動されているのだろうが、表現としてはこのままでも良いと考える。

●事務局：第2条第2号で、「性別を問わず」とし、「男性も女性も」という意味を持たせている。

○会長：逐条解説の中で、男女共同参画に関する意見をいただいたということを盛り込むことにしてもらいたい。条例の文言としては、これで良いとしたい。

○会長：「主体」という文言の定義は必要ないか。これも逐条解説の中で分かりやすく説明をしていただくことで、このままとしたい。

⇒第2条は、事務局修正案のとおりとする。

■第3章

【主な質問・意見】

【第5条】

○委員：「積極的に提供する」とあるが、この積極的にというのは、具体的にどのようにイメージしているのか。

5 協議事項

●事務局：「提供」については、たとえ市民から請求がなくても、市から積極的に提供するというイメージである。市の情報公開条例第15条の情報の提供の条文で、「積極的に提供することにより」と規定している。

○会長：情報提供については、情報公開とは違って義務的でない。そのようなことはないと思うが、市が、出たくない情報を出さないということにもなりかねない。それを防ぐために「積極的に」という文言を入れているのだろう。

⇒第5～7条は、事務局修正案のとおりとする。

■第4章

【主な質問・意見】

【第10条】

○委員：第10条は、以前、「子どもからお年寄りまでのすべての」という文言を入れたほうが親しみやすくなるのではないかという意見があり、加えたのではなかったか。事務局の説明はそのとおりだと思うが、それはそれとして、この表現があっても差し障りがないのであれば、表現をやわらかくするためにもこのまま残したらどうか。

○委員：この条例が制定されたら、小中学校などで子どもたちに読んでもらいたい。そういう意味からすると、このようなやわらかい表現のほうがなじみやすいと考える。

○会長：確か、そのようなご意見によって、あえてこの文言を入れたのではなかったか。

●事務局：前文にも「子どもからお年寄りまでのすべての」という文言を入れている。また、「一人ひとりがまちづくりの主体として」という表現も盛り込んだ。そのため、本文の中でもう一度繰り返さなくてもよいと判断し、ここでは、すっきり削除した。

○委員：やはり、みんなが条例全体を読むとは限らず、自分が特に関係するところだけを読むことも考えられる。ここにも入れておいたほうが良いのではないか。

○委員：読む人の感じ方の問題なのではないか。

○会長：行政は、どうしても無駄な文言を省こうとする。それは分かるが、素朴な気持ちにさせる、やわらかい表現があっても良いということで、そのままとしたい。

⇒第10条は修正せず、審議会素案のままとする。

【第12条】

○委員：議会が議会基本条例の制定を検討する動きがあるとのことだが、現在、どのような状況になっているのか。

●事務局：現在、議会基本条例制定のための特別委員会などは設置されておらず、まずは、議員定数の削減から実施している。次期改選後、議会基本条例の制定を検討しようという流れがある。それまでの間に、執行部はまちづくり基本条例を制定することとなるため、市民からいただいた議会に対するご意見は、議会に伝え、議会基本条例を制定するときに参考してもらいたいと考えている。

○会長：本日、委員から、倫理について資料請求があっているようだが。

○委員：職員と議員の不祥事が続けて起こった。二代表制の関係で、議会のことはなかなか触れられないということも分かるが、本来は、政治倫理くらいはまちづくり基本条例の中に入れるべきではないかと思っている。条文では触れられないという結論が出ているので、せめて付帯意見の中に「政治倫理の確立を検討していただきたい」ということを盛り込むべきだと考える。

○会長：付帯意見の中に付け加えることにしたい。

⇒条文は現行のままだが、付帯意見の中に「政治倫理の確立を検討していただきたい」と

いう旨の文章を盛り込む。

【第14条】

- 委員：市の責務で、第5項を削除しているが、やはり市の責務の中に「人材育成」を入れなくて良いのか。重複したとしても入れる必要があるのではないかと。
- 委員：私も市の責務の中で規定したほうが良いと考える。協働のほうに持っていった必然性、あえて協働ではいけない根拠が薄い。
- 事務局：協働の中で、「人材育成」を盛り込むべきという意見が多く出されていたのが1つの理由。また、以前の審議会で、市が市民を対象に人材を育成すると、上から目線になり、市が市民の上にいるような印象となることが懸念された。人材育成を協働の中で規定すれば、市民が市民を育て、市民と市が一緒になって人材育成に取り組むことになるので、上から目線ではなくなるというのがもう1つの理由である。事務局でもかなり悩ましかったところである。ただし、市が責務を逃れるという意図はない。
- 委員：事務局の言わんとしていることはよく分かるが、結果として、市の責務から外れてしまったと、市民から見られてしまうのではないかと。
- 委員：「参画」と「協働」でまちづくりを進めるのが、糸島市の推し進めるまちづくりであると思うが、市の責務から協働に移動したことで、協働意識の向上ということが抜け落ちてしまっているのではないかと。
- 会長：第24条は、「協働の原則」であり、第25条以下が、「協働事業」となっているため、第24条の第2項に「人材育成」を挿入するのはおかしいかもしれない。
- 事務局：それでは、第14条第5項はこのまま残すというご意見で良いかと。
- 会長：残したほうが良いだろう。一方で、第24条の協働に新たに追加したほうはどうするか。
- 委員：この協働の原則の中ではなく、協働事業の中で規定したほうが良いのではないかと。まず協働の原則があり、その上で、協働事業の中に人材育成があるという感じだと思う。「子育て教育」の中で生かせられないか。「将来のまちづくりの担い手」を育てることが人材育成であり、子どもだけではなく大人もという意味合いが出ればよいが。ここの「教育」というのは、子どもの教育に限ったものなのか。
- 事務局：今の書き方であれば、子どもの教育となるが、書き方を変えたら、大人も含めた人材育成という意味合いが出せるかもしれない。
- 委員：書き方を変えたら良いのではないかと。
- 委員：第4項で、「市民は子どもを見守る」となっているが、ここだけが「見守る」という表現で、ほかの項は「育成」の意味合いになっている。見守るだけではなくて、もう少し「育成する」という意味を出したほうが良いのではないかと。その中でまちづくりを担う人材育成という意味を出したらどうか。
- 会長：ここできちんとした条文を作るのは難しいので、第24条第2項に追加した人材育成については、どうにかして子育て教育の中に入れ込むということにしたい。文言については、事務局と検討したいがどうか。でき上がり次第、委員の皆さんにお知らせして、ご了承を得たい。
- 委員：第4項の「見守る」のところは、私も重要だと思う。家庭が子どもを育てて、周りから見守るというのではなく、みんなで育てていかなければならないというニュアンスも加味していただきたい。
- 事務局：見守るだけではなく、一緒になって育てるところまで踏み込むべきということだと思う。了解した。

⇒第 14 条第 5 項は削除せず、審議会素案のままとする。第 24 条第 2 項として追加した人材育成については、協働事業の「子育て教育」の中で反映するよう、会長と事務局で条文を検討し、各委員に示す。

【第 15 条】

○会長：職員の倫理は、よろしいか。

○委員：合併後 2 年間で、刑事事件まで至らなくても、職員による公序良俗に反する事件が多発している。

事務局から資料をもらって、職員倫理条例を読んでみたが、倫理の基準として挙げられている 7 項目は、例えば、特定の人に便宜を図ってはいけないとか、全体の奉仕者としてのことが多い。公序良俗、道徳的なものへの倫理が読み取れない。職員の責務については、「全体の奉仕者として倫理を保持する」ということを盛り込んでもらいたい。

○会長：事務局としては、職員の倫理までは盛り込まなくても良いという考え方か。

●事務局：以前は、「公正かつ的確に」というところで倫理というところをカバーしていると回答していた。

○委員：市長の責務では、「公正かつ誠実に」と「政治倫理を守り」の両方が入っているではないか。

●事務局：前回、協議したときは、職員の不祥事が発生する前だった。そのときは状況が違っているため、委員の皆さんが「倫理」を盛り込むべきと判断されるのであれば、盛り込みたい。

○会長：職員の責務の中にも「倫理」を盛り込むこととしたい。

⇒第 15 条第 1 項に、「倫理」に関する事項を盛り込む。

■5 章

【主な質問・意見】

【第 21 条】

●事務局：第 21 条は、第 1 項と第 2 項を合体させたと先ほど説明したが、法制的に、もしかしたら修正を加えるかもしれない。「連携して」という文言が、前段の「加入を推進し」だけでなく後段の「努めなければならない」にもかからないといけませんが、疑義が生じたため、再度、法制の担当者に確認をしたい。内容はそのままに、文字の入れ繰りだけさせていただくことをご了承いただきたい。

⇒法制的に問題がないか、再度、事務局で確認し、問題がある場合は、内容を変えずに言い回しを修正する。

【第 22 条】

○委員：行政区に関わる者として、「応援しなければならない」と表現が強くなったのは良いが、気持ち的には「しぶしぶ」応援ではなくて、「積極的に」応援してもらいたい。

○委員：「積極的に」を挿入して、より表現を強くしたらどうか。

○委員：自治組織に加入していない人が、入らないだけならまだ良いが、入っている人の足を引っ張るケースが見受けられる。例えば、「行政区に入っても、区費だけ払われるだけで何も良いことはないよ。市に言えば何でもしてもらえるから」というようなことを言う。だからこそ、市も積極的に加入促進してもらいたい。というより、「み

んなで一緒にやるんですよ」と新しく転入してきた人に対して言ってもらいたい。

○委員：「加入を積極的に促進し」としたらどうか。

○委員：「加入」という表現が若干、気にかかる。加入ではなく、参画ではどうか。私は以前、杖立温泉に移住してまちづくりに関わったが、その際に、地元の方々から、「加入はしなくて良いが、まちづくりに関わってくれ」と言われた。まちづくりへの多様な関わり方があるのではないか。

○委員：参画と加入の違いだが、参画だと区費が発生しないが、加入だときちんと区費を納入してもらうことになる。参画だとどうしても参加とか関わるだけになってしまうイメージがある。確かに、加入という文言より参画のほうが良いという人はいると思うが、行政区を預かる者としては、やはり加入してもらって、区費を納めていただき一緒にやっていきたい。その区費が行政区の活動資金になっている。

○委員：環境美化活動などでも、やはり加入している人しか出てこない。糸島流としては、「加入」のほうが良いのではないか。

○会長：糸島市としては、「加入」のほうが良いということで、これこそナマのご意見だと思う。ここでは、「加入」にこだわるということで、「積極的に」を追加することで良いか。

●事務局：了解した。

○委員：「積極的に加入を促進し」のところは、法的に市が行えない部分もあるので、「積極的に加入を促進するために最大限努力し」というような形にしたほうが良いのではないか。

○会長：直接的に「促進し」と言わずに、例えば、「加入の促進に積極的に取り組み」というような表現でも良いのではないか。事務局と文言を検討してみたい。

●事務局：了解した。

⇒「加入の促進に積極的に取り組み」というような形で条文を再検討する。

○委員：「ボランティア団体等の活動を応援しなければならない」のところだが、現在、市からは、ボランティア活動に対していろいろと支援していただいている。ここを「支援」としたら、意味合いが強くなってしまふから「応援」としたのか。「応援」だと、何だか脇に立って「がんばれ」と言っているだけのよう思える。何となく「支援」のほうが良いと思えるがどうか。

○委員：「支援」のほうが支えているように思える。

●事務局：検討会議のときから議論があったところである。「支援」とすると、市が上に立つようなイメージになるため、ボランティア団体等と市が横に並んでという意味合いがでるよう「応援」とした。

○委員：上から目線だということよりも、現実的には支援が必要であり、ボランティア団体等も支援してもらったほうが良いのではないか。

●事務局：検討会議の中で、ボランティア活動を実際に行っている委員から、何でもかんでも市がお金を出して支援するのは良くないので、「支援」という文言を使うのであれば、「必要な」を付けて、「必要な支援」とすべきという意見があった。

○委員：市が支援するとなると、ボランティア団体等が自主的に行っているという意味合いが薄れてしまうのではないか。

○会長：あまりに市が関わりすぎると自主性が失われるということか。

○委員：ボランティア団体の中には、企業から活動資金を寄附してもらっているところもあるので、すべて市からの補助金で活動しているわけではない。例えば、場所を借り

るなど、何らかの形で市からの支援が必要である。ただし、「必要な」という言葉を付けることは良いと思う。

- 委員：ここは、単に「支援」か「応援」かということではなくて、「協働」「連携」「自立性」ということが足りないのではないか。支援+「協働性」「自立性」というような文言を加えると、もっと条文が生き生きとしてくるのではないか。「新しい公共」が活躍することができるのが、これからのまちづくりにとって大事なことである。
 - 会長：ボランティア団体等との連携もイメージしながら、市の支援もあるように膨らませることが必要となるのかもしれない。議論の内容を踏まえて、事務局で条文案を考えてもらいたい。
 - 事務局：了解した。
- ⇒「応援」を「支援」とし、さらに「協働」や「自立性」という意味合いを含めて条文を再検討する。

■第6章

【主な質問・意見】

【第25条】

- 委員：第26条の「危機管理体制の確立」が第25条の「安全・安心の推進」と一緒になった結果、「危機管理体制の確立」という見出しが消えてしまった。危機管理体制は大変重要なことなのに、この文言を見出しから消さないほうが良いのではないか。
- 委員：私も同意見だ。1つにまとめるのは、すっきりして良いと思うが、現在、自主防災組織の立ち上げを行っていることも併せ考えると、やはり見出しに「危機管理体制の確立」を示さないといけないと考える。
- 会長：事務局の趣旨は、ここが協働の章であるため、まず、市民及び市が安全・安心に努めるという原則論を規定し、次に、危機管理体制について、市が取り組むべきこと、市民が取り組むべきことをそれぞれ規定し、それを1つの条でまとめたと思う。条文の中には危機管理という文言はあるが、やはり見出しに入れるべきか、自分も少し気になっていた。
- 委員：市が危機管理体制を確立すると同時に、市民も自主防災組織を立ち上げているのだから。
- 事務局：安全・安心は、防災だけではなく、防犯、交通安全、暴力追放など、危機管理よりも広い意味を持っている。そのため、見出しから消すことはできないと考える。安全・安心に加えて、危機管理体制という文言を見出しに入れるか。
- 事務局：第2項の前に別の見出しを付けることは法的にできないのか。
- ◎法制係：「第■条の2」という形になったときに、新たな見出しを付けることはあるが、同じ条の中で2つの見出しを付けることはないのではないか。見出しとは、この条の内容を一言で表したものとして付すものである。2つの見出しにするのであれば、条を別立てにするしかない。
- 委員：1つの条ですっきりまとまっているので、これを分けなくても良いと思うが、危機管理体制の確立という文言は見出しに示してもらう必要がある。
- 委員：見出しが長くなっても別に良いのではないか。
- 事務局：「安全・安心の確立及び危機管理体制の確立」という感じになる。
- 会長：少し長いが、それでいくこととする。
- 委員：第3項は、「あわせて相互に協力し」となっているが、市民どうしが協力するという意味だろう。それであれば、「あわせて」という文言は必要ないのではないか。

「市民どうして協力し」としたらどうか。

- 事務局：この「あわせて」という表現は、前段の「自らの安全確保を図る」と、後段の「連携する」とをつなぐ接続詞として使っている。
 - 委員：現在、市が力を入れている自主防災組織の立ち上げだが、本来、自分たちのための防災組織という意識で取り組むべきなのに、市から言われてやらされている、市が危機管理体制を確立するという認識の人が多い。今の条文では、危機管理体制の確立は市がやることで、市民自らが自主防災組織を立ち上げ、運営していくということが見えない。
 - 委員：確かに自主防災組織は、自分たちの組織として立ち上げていくべきものだが、現実的には市から情報をもらい、市から言われて立ち上げている状況である。自分たちのために組織をつくっているということをどう表現するかである。
 - 委員：市が地域の実情をすべて把握しているわけではないため、自主防災組織についても、やはり行政区などが地域の実態に合わせて対応していくものである。これが、市からやらされているという認識でいると、画一的な対応しかできなくなる。
 - 委員：一方で、大規模災害が起こったときに、自分たちではなかなか情報が得られにくい。両面あると思う。
 - 事務局：委員からご指摘のあった自主防災という部分は、第3項の「市民は、日頃から災害に備え」という文言に含まれている。
 - 会長：そこに「自主的に」という文言を加えたらどうか。
 - 委員：自主防災組織という言葉が確立されているのであれば、それを条文に示したらどうか。
 - 委員：確かに、自主防災組織は立ち上げて終わりではなく、今後も訓練を重ね、毎年更新をかけていく必要があるものである。
 - 委員：自主防災組織というものは糸島市独自の取組であり、条文に盛り込んでも良いのではないか。
 - 会長：では、自主防災組織という文言を盛り込んで条文を考えたい。
 - 委員：自助、共助、公助という考え方であれば、自主防災組織が共助の部分であり、もう1項別に設けても良いかと思う。
 - 委員：老人ホームの入所者などの避難などはどうするのか。自主防災組織で対応するのか。
 - 事務局：自主防災ではなく、危機管理課のほうで別途、防災計画の中で対応する。
 - 委員：また、デイサービスに通われている人などは、昼間は施設で対応だが、夜は家庭にいたるため、自主防災での対応となるのではないか。
 - 委員：災害時要援護者台帳を整備し、誰がサポートするのか、支援者を決めて対応するよう取り組んでいる。
 - 事務局：現在、そのようなケースも考慮に入れて、地域防災計画の見直しを行っている。自主防災組織についても、訓練を重ねて、実際に機能するまで高めていかなければならないと考えている。
 - 会長：では、第3項の条文については、自主防災組織という文言を盛り込んで、また、周りと連携した形で条文を検討したい。
- ⇒見出しに「危機管理体制の確立」という文言を挿入する。また、第3項は、自主防災組織という文言を盛り込み、周りと連携する意味合いになるよう修正する。

【第 27 条】

- 会長：この「子育て及び教育」の条には、人材育成ということを盛り込むこととしていたが、それ以外に、第 4 項の「見守る」という部分について、委員からご意見が出ていたが、再度説明いただきたい。
 - 委員：市民が子どもたちをただ見守るのではなく、地域全体で子育てをしていかなければならないということである。学校や家庭だけが主体となるのではなく、地域みんながもっと積極的に関わっていく必要がある。
 - 委員：私も同じ考えで、ほかの項では、「育成」ということが示されているが、第 4 項だけが「見守る」となっている。
- ⇒人材育成という意味を持たせて、また、第 4 項の「見守る」を「一緒になって育成する」という意味合いに修正する。

■第 7 章

【主な質問・意見】

【第 29 条】

- 会長：「長期総合計画」を「総合計画」とするのは良いか。
 - 委員：いくつも計画があるのは良くない。いくつもあつたら、執行部の逃げ道になる。
 - 事務局：だからこそ、今回、市の最上位計画は「総合計画」ということで統一させていただくこととした。すでに、糸島市の条例、規則等は「総合計画」に統一しているため、この最上位の条例だけ「長期総合計画」とすると、今ある条例、規則等と整合性が取れなくなる。
- ⇒総合計画に修正する。

【第 30 条】

- 事務局：先ほど、総合計画のところ、「まちづくり」を「市政」に修正するよう説明させていただいた。同じく、分野別計画のところでも「まちづくりを効率的かつ効果的に推進するため」としている。この「まちづくり」を「市政」とする必要があるかどうか、検討させていただきたい。総合計画に基づいて分野別計画をさくいていするため、総合計画だけが「市政」として、分野別計画は「まちづくり」のままで良いのか、疑義が生じたため。
 - 会長：総合計画と分野別計画との整合性を図るということだろう。
- ⇒「まちづくり」という文言を「市政」に修正する必要があるかどうか、事務局で検討する。

【第 34 条】

- 会長：「収入の増加」という表現はいかがか。市からの説明があつたので、意味するところは分かるが。
- 委員：やはり、税金の話になってしまっている。
- 事務局：確かに、一般の皆さんがこの条文をどう見るかだろう。
- 委員：一般の人は、「収入の増加」というのは、税金のことと思ってしまうだろう。
- 委員：収入の増加という文言に込められた市の考え方は分かるが、一般の人がそれをつかってもらえるのか。
- 委員：「最小の経費で最大の効果」ということでカバーしているのではないか。わざわざ「収入の増加」という文言を入れなくても良い。

- 会長：そういう意味でも「財政的に自立した市政を目指し」という言葉が入っている。
 - 委員：この収入の増加には、増税という意味合いも含まれているはずである。
 - 事務局：では、「自主財源の確保を図る」というような表現ではどうか。
 - 委員：それでは、収入の増加と同じイメージである。別にそのような文言を入れなくても、「最小の経費で最大の効果」という文言で、そのような意味合いが取れないことはないのではないか。
 - 委員：事務局の気持ち、市の考え方も分かる。現在、市では若者の人口が減っており、それを防ぐために地域に働く場所を確保する必要があると考えている。そのため、企業を誘致することが重要になってくる。
 - 事務局：市が策定している行政改革大綱の中でも、経費を切り詰めるだけではジリ貧になってしまうため、新たな収入、自主財源をきちんと確保していかなければならないということを掲げている。「最小の経費で最大の効果」という表現では、経費を節約することは読み取れても、新たな収入を得ることは読み取れないのではないか。
 - 委員：国の議論でも、節減ばかりで成長戦略がないと言われている。
 - 事務局：単に税率を上げるということではなく、糸島市全体を売り込むことで、総合的に収入を増やしていくというイメージである。
 - 委員：それが、以前、私が前文に加えてもらった「活力」である。自然と歴史だけでは、飯は食べていけない。
 - 会長：何とか収入を増やすということを盛り込めないか。
 - 委員：委員の皆さんは、事務局の考え方は理解していると思う。ただ、表現が増税ということしか受け取れないということを心配している。
 - 会長：「収入の増加」は良くないという結論としたい。
- ⇒第 34 条第 1 項は修正せず、審議会素案のままとする。

【第 35 条】

- 委員：住民投票のところだが、「市民」を「住民」に変更するに当たって、「住民」という文言がいきなり出てきたように思えるが、「市民」と同様、第 2 条で定義する必要はないか。
 - 事務局：「住民」という文言は、第 5 章の住民自治のところから使っている。意味合いはまさに「そこに住む人」ということである。あえて定義をする必要があるかどうか。ある程度は分かってもらえるのではないかと。「市民」を第 2 条で定義しているのは、一般的な住民票のある「市民」だけではなく、事業所や市外に住んでいる通勤・通学者も含んでいるためである。
 - 委員：「住民投票」自体でも「住民」という言葉を使っているのだし、分かるのではないか。
 - 会長：地方自治法上は、「住民」を定義しているが、この条例では、「糸島市に住む人」ということで一般的に分かる。18 歳以上とするのかなど、住民投票の資格を持つ住民の範囲については、別に条例で定めることとなる。
- ⇒「市民」を「住民」に修正する。また、「住民」の定義はしない。

3 答申書案について ※事務局より答申書案及び答申スケジュールについて説明

- 事務局：答申書の鑑の案を示している。付帯意見として議会に対し、審議会、検討会議、懇談会、パブリックコメントで出された意見を確実に伝えるよう記した。
- 会長：これに加えて、先ほどあった「政治倫理」について記入する。なお、市長への答

	<p>申は、正副会長だけで行って良いか。委員の皆さんも一緒に行くか。</p> <p>○委員：ほかの審議会でも正副会長だけで答申しているので、正副会長だけで良いのではないか。</p> <p>●事務局：今の予定では、3月26日までが議会のため、それ以降、3月中に答申していただきたいと考えている。その前に、委員の皆さんに答申書の案を示し、確認をいただいて、正副会長に最終確認をいただいで答申していただくこととする。</p> <p>⇒答申は、正副会長からしていただく。</p> <p>4 その他</p> <p>●事務局：3月末に審議会から答申をいただいた後のスケジュールだが、市の執行部で内容を確認し、原案としてまとめ、9月の議会に提案できるようにしたい。また、審議会から最終答申をいただいたことについては、広報、ホームページでも報告をさせていただきます。</p> <p>○会長：これで審議会は終わりになるが、ここまで市民の皆さんで作り上げてきたというプロセスが大変重要であるので、その意見を逐条解説に盛り込んで、どのような議論があったのか、残していただきたい。</p> <p>●事務局：了解した。ぜひそうさせていただきます。</p> <p>⇒主な議論の内容を逐条解説の中に盛り込む。</p> <p>5 閉会のあいさつ（吉富副会長）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懇談会やパブリックコメントで寄せられた意見を基に、本日は活発な議論ができた。 ・このようなすばらしい委員と一緒に条例の協議ができたことを、本当に喜ばしく思う。和やかな雰囲気の中で審議を行うことができた。 ・文章や文言の難しさをしみじみと感じた。 ・事務局もご苦労があっただろうが、その分、委員の皆さんが一生懸命議論することができた。 <p style="text-align: right;">【以上で終了】</p>
6 決定事項	<p>【主な質問・意見で議論しなかった決定事項】</p> <p>【第12条】</p> <p>⇒第3項を次のとおり修正する。</p> <p>「議会は、別で条例等で定めるところにより、議会が保有する情報を求めに応じて公開し、あわせて開かれた議会の運営に努めなければならない。」</p> <p>◎審議会での審議結果を踏まえ、事務局で修正案を作成し、村上会長に確認する。そのうえで、すべての委員に答申書案を送付し、確認をしていただく。</p> <p>◎正副会長に最終確認をいただき、市長へ答申していただく。</p> <p>※3月29日（木）13:00～13:15を予定。</p>